

# 内部統制に関連する経済産業省と金融庁の中間報告書の内容

7月13日に、経済産業省（企業行動の開示・評価に関する研究会）と金融庁（企業会計審議会の内部統制部会）から、それぞれ内部統制ルールに関連する中間報告書と公開草案が発表された。内部統制ルールを作成するための指針としての、両報告書の特徴と内容を解説する。

## 報告書作成の背景

内部統制とは、企業経営者の経営戦略や事業目的、財務報告<sup>1)</sup>の信頼性などを、組織として機能させ達成していくための仕組みやプロセスと考えられている。米国のエンロン事件に端を発した、情報開示の不適切な事例による企業破綻や、日本での相次ぐ企業不祥事など、国民経済にも大きな影響を与える出来事が起こり、企業として内部統制を整備し実効性のあるものにすることが極めて重要であるとの認識が世界的に広まっている。

既に米国では、サーベインズ=オクスリー法（以下SOX法と略す）と呼ばれる企業改革法が2002年に制定され、企業経営者に年次報告の開示内容が適切である旨の宣誓が義務づけられると共に、財務報告に係わる内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成や当該報告書の監査を受けることが義務づけられた。米国だけでなく、欧州などでも同様の制度が導入もしくは導入過程にある。

このような背景の下、経済産業省と金融庁から内部統制に関連する二つの中間報告書が7月に発表された。今後の企業活動にも大きな影響を与える可能性のある、報告書の内容と特徴を簡単に説明してみたい。

## 二つの報告書の概要

### (1) 経済産業省の中間報告書の概要

経済産業省の中間報告書は、近年相次ぐ日本企業の不祥事の防止や企業価値の維持・増

大等を図ることを目的として、企業経営者層を中心メンバーとする研究会<sup>2)</sup>により作成された。2005年秋には最終報告書が提出される予定である。

中間報告書は、特に企業価値の維持・増大に重点を置き、事業活動を行う際のポイントとして、内部統制だけでなくコーポレートガバナンス<sup>3)</sup>・リスク管理<sup>4)</sup>を一体として捉えている点に大きな特徴がある<sup>5)</sup>。図表に示す、7項目の視点自体は、COSO ERM<sup>6)</sup>などを踏襲したもので、特に目新しいものではないが、具体事例に基づく、実効性を重視した指針になっている点が特徴的である。例えば、24の実例の事例をもとに、企業風土による規律と企業経営者を監視・検証する仕組みの構築が不祥事防止には最も重要との指摘や、優先順位を明確にしたリスク管理の実行、企業価値増大に視点を置いた内部統制の整備等を提案している点など、リターンに軸足を置いた実行可能な具体的指針の提示を目指している。

また、その指針を会社法等の制度開示<sup>7)</sup>に活用すべきこと、指針をもとにした事業活動が有効であるかどうかを評価する方法として、外部監査人（会計監査人）ではなく、法定機関である監査役<sup>8)</sup>監査の実質的な機能強化が重要であること等が提言されている。

### (2) 金融庁の公開草案の概要

経済産業省の中間報告の発表と同じ日に、金融庁から「財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）」が発表され

## Writer's Profile



堀江 貞之  
Sadayuki Horie

金融ITイノベーション研究部  
上席研究員

専門は資産運用関連の  
先端動向調査・研究  
focus@nri.co.jp

た。この草案は、内部統制の定義及び基本的枠組みをまず示し、次に財務報告に係わる内部統制に絞って、その内容の有効性に関する経営者評価及び会計士等による検証の基準を規定している。

内部統制の定義と基本的枠組みは、基本的要素の中に「ITの利用」を明記している点以外は、特に目新しい内容はない。この草案が、関係者の間で日本版SOX法とも言われ、特に注目されているのは、財務報告に関する内部統制の評価・検証ルールを規定する効力を有するからである。日本企業は、財務報告書の作成上、その内容に大きな注目を払わざるを得ないと考えられる。

## 両報告書の共通点と相違点

二つの報告書には、共通点と相違点がある。両方の報告書で共通するのは、米国のSOX法に基づく監査コストが膨大になっている現状を意識し、事業活動の重要度に応じ、優先順位を付けた対応を求めている点である。例えば、金融庁の公開草案では、連結ベースで全社的な内部統制の評価を行い、財務報告に対する金銭的・質的影響の重要性を考慮した上

で、重要性の低い勘定科目や子会社を評価対象から外す、といった指針が示されている。内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施やダイレクト・レポート<sup>9)</sup>を実施しない、といった指針も同じ視点に立ったものである。

両報告書の大きな違いは、指針の目的にある。経済産業省の指針が、企業価値増大に重点を置いて作成されているのに対し、金融庁のルールは、財務報告に係わる不適正な事例を防ぐ、というリスク面を重視したものである。例えば、内部統制等の内容評価を行う場合、経済産業省の報告書で、外部監査人監査ではなく、監査役監査を重視しているのは、監査役が企業経営者のコーポレートガバナンスの確立や内部統制の運用整備に主体的に取り組みめる実体面を重視し、企業価値増大に寄与出来る点を重視したからである。

事業会社としては、企業価値増大に焦点を当てた経済産業省の指針をベースに実効性のある内部統制ルールを策定し、財務報告に関連する部分で金融庁の指針に従う、といった報告書の利用方法が、適当ではないだろうか。

## NOTE

1) 金融庁の公開草案では、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項に係わる外部報告と定義されている。

2) 他に学識経験者、弁護士、日本監査役協会、日本内部監査協会、東京証券取引所、機関投資家、証券アナリスト、法務省などが参加。

3) 本報告書では、企業経営を規律するための仕組、と定義。

4) 企業経営者が企業経営を行い利益を追求していく上で、企業を取り巻く様々な事象が抱えている不確実性というリスクに個々に対応するのではなく、経営理念、事業目的等に照らして経営に重大な影響を及ぼすリスクを企業経営者が認識・評価し対応していくマネジメントの一つ、と定義。

5) リスク管理・内部統制に関する研究会（経済産業省）でまとめられた、「リスクマネジメントと一体になって機能する内部統制の指針」（2003年6月）で示された視点を拡張した考え方である。

6) 「Enterprise Risk Management - Integrated Framework」、Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission（2004年9月）

7) 会社法の他、証券取引法、東京証券取引所上場規則など。

8) 監査役は、取締役の職務の執行を監査、すなわち監視・検証するための法定機関として会社法上位置付けられている。

9) 監査人が当該企業の内部統制の有効性に対して、自らの意見を表明することで、米国で実施されている。

図表 内部統制に関連する経済産業省・金融庁の中間報告書の概要

	経済産業省	金融庁
報告書タイトル	コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組みについて(案)	財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）
報告書のポイント	企業価値の維持・増大に主眼を置く	財務報告の信頼性確保のための、内部統制の枠組みの指針作り
指針の目的	企業不祥事の発生を防止する取り組みを促進させることなどにより、企業の収益力・競争力といった企業価値の維持・増大を図ること	内部統制の目的を以下のように設定 ①業務の有効性及び効率性 ②財務報告の信頼性 ③法令等の遵守 ④資産の保全
指針の基本的要素	①コーポレートガバナンスの確立 ②健全な内部環境の整備・運用 ③トータルにリスクを認識・評価 ④リスクへの適切な対応 ⑤円滑な情報伝達の整備・運用 ⑥業務執行ラインにおける統制と監視の適切な整備・運用 ⑦業務執行ラインから独立した監視（内部監査）の確立	①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④モニタリング ⑤ITの利用

（出所）両報告書（2005年7月13日）をベースに野村総合研究所が作成